

## 会社法と資本維持

飯 名 皓 作

### The Maintenance of capital based on the Corporation Law

Kosaku IINA

#### Abstract

It is said that the idea on a protection of obligee has been lost by an enforcement of Corporation Law. In opposition to this thought, I insist that the very old type of accounting structure had brought an inefficient condition for substantial maintenance of capital. What is the existing accounting system pursuing essentially and carrying out as its functions through the calculation of profit? And what is the fundamental principle of the double-entry book-keeping in comparison with an objective of accounting? What kind of role does the cash flow statement play in accounting history? In this paper, consideration is made on searching for these essential problem.

Key-words: maintenance of substantial capital. protection of obligee. divisible profit.

#### 1. 会社法と債権者保護

一般的には、会社法制定・施行前においては、債権者保護つまり資本維持という大義のもと、商法も会計も1つの基準のもとに論理整然と存在していたと考えられているようである。

この点について武田隆二（以下、武田）は、つぎのように述べている。〈…改正前の商法の「計算規定」では、債権者保護という法理念のもとに、利益決定計算と利益分配計算とが連動する一体的なものとして統括されていた。すなわち、会計に関する「計算規定」は、商業帳簿、評価、そして配当可能利益の限度額計算に関する一連の規定が、同一レベルで定められたことから、「分配」がまさに「計算」というカテゴリーに統括されていたのである。商法の「計算規定」が、「決定」計算と「分配」計算とを含むところから、損益計算も利益分配計算も会計問題であるという考えが一般化したものとする。〉<sup>(1)</sup>

具体的には、〈…企業会計原則によると、貸借対照表上、資本の部は、つぎのように区分表示される（貸借対照表原則四（三）A・B）…・資本金・資本準備金・利益準備金・その他剰余金…財務諸表規則も同様に、資本の部をつぎのように区分表示することを規定している（59条・65条）…・資本金・資本準備金・利益準備金・その他剰余金（1.その他資本剰余金 2.任意積立金 3.当期末処分利益（または当期末処理損失）…商法計算規則は、資本の部をつぎのように区分表示すべき旨規定している（34条①、35条①②）…・資本金・法定準備金（1.資本準備金 2.利益準備金）以上、法的に維持すべき資本・剰余金（1.任意積立金 2.当期末処分利益）以上、配当可能利益…〉<sup>(2)</sup>このような状況であったわけである。

ことに、上記商法計算規則による、資本金と法定準備金は、企業会計原則はもとより、財務諸表規則において

も「分配不能」部分として処理されてきたのである。

その意味で、上記武田の指摘する、損益計算も利益分配計算も会計問題であるという認識が長い間続いてきたことは事実である。しかし、平成13年施行の商法規定が、このいわば統一的状況に一石を投じたと見られるのである。

＜従来減資差益は、株主から払い込まれた資本の残留であるので、資本準備金とされてきたが、平成13年商法改正により、配当可能利益にふくまれることとなった。…＞<sup>(3)</sup> のである。

このところの事情を武田は、つぎのように指摘している。＜…法定準備金の総額規制による取り崩しを行った場合、商法上は資本準備金の取崩額であっても配当可能利益として取り扱われる。しかし、会計サイドからの要請で、本来「資本」たるものを「利益」として扱うことは不適切であるという意向をうけて、商法上の表示面で「その他資本剰余金」という区分を貸借対照表の「資本」の部において設けることで、調整をはかることとなった。したがって、「その他資本剰余金」の区分には、(a)「資本準備金減少差益」、(b)「減資差益」、(c)「自己株式処分差益」が記載されることとなった(商規89条)が、これら項目のうち(a)と(b)は、改正前までは資本準備金として維持すべきであった項目である。このような表示面での妥協が、本質的に本来資本たるものを資本として扱うというのではなく、商法上の取り扱いとしては、表示は資本であっても、実質的には処分可能利益であると考えているのである。＞<sup>(4)</sup>。もちろん、同上引用文中、会社法では、資本金の4分の1に相当する額を控除した額を限度として法定準備金を減少できるとする旧法の規制(旧289条2項)は廃止されている。

では、会社法では純資産中、何を分配不能であり、分配可能であるとするかである。まず分配不能とするのは、資本金と準備金(資本準備金・利益準備金)であり、それ以外つまり剰余金(その他資本剰余金・その他利益剰余金)を分配可能とするのである<sup>(5)</sup>。

一方会計上は、剰余金を資本剰余金(資本準備金・その他資本剰余金)と利益剰余金(利益準備金・その他利益剰余金)とに分類し、資本金・資本剰余金を資本取引にもとづく分配不能なものとして認識し、利益剰余金部分を

損益取引にもとづくものなので(利益準備金は法定されたものなので除外するが)分配可能とするのである。

要は、その他資本剰余金部分を分配可能とみるかどうかの差異であり、これを可とするのが会社法の立場である。この一点の相違が、これまでの会計と商法との間にみられた国内での「一つの会計基準」観を根底から崩すことになったと思われるのである。

では果たして、会社法施行前にみられたとする商法・会計間の一体観は、正しくはどのように理解されるべきなのであろうか。はじめに、財務会計目的の点から若干の検討をしてみたい。

まずに気になる点は、財務会計の機能中、なにをその中心機能であるかについての統一的見解が定かでないことである。

財務会計は制度会計であるという点からすれば、桜井久勝(以下、桜井)の財務会計の機能の記述はよくその背景をとらえ説明されている。そこではまず株式会社制度の特徴を述べ、ことにその資本調達方式にその最大の特色を求めている。＜…しかし株式会社の資本調達方式は、関係者の間に利害対立の可能性を生み出すことになった。1つは株主数が増加して全株主による業務執行が不可能となったため、経営業務を執行する一部の者と、その他の一般株主の間で分化が進み、経営業務に関与しない一般株主が、経営陣の業務執行の誠実性に関して不審をいだく可能性が生じたことである。また有限責任制度は、株主にくらべた債権者の立場を相対的に不利なものとした結果、株主と債権者の間にも利害対立を生み出すことになった。…＞<sup>(6)</sup>とし、まずもって財務会計の、私的利害の調整機能を取り上げ説明するのである。

まず第一の利害対立である、経営者と株主の間の対立に対し＜…株主と経営者の間での利害調整のメカニズムについて、財務会計の生み出す報告書や、そこに計上される利益数字がやくだてられている。…株主と債権者の間にもまた利害対立が存在する。そこで債権者は資金提供に際し、自分の権利を守るために企業資産の社外流出を制限するメカニズムの設定を要求するであろう。…その結果として生まれてきたのが、配当額の制限である。…＞<sup>(7)</sup>としている。

さらに桜井は、近年における証券市場の発達にともな

う上述の経営者・株主・債権者間における、いわば私的利害調整にとどまらず、経済社会全体に対する公的な機能をもつようになってきたとつぎのように説明する。〈…すなわち投資家に対して、証券投資の意思決定に役立つ情報を提供して彼等を保護することにより、証券市場がその機能を円滑に遂行できるようにするという役割がそれである。財務会計に期待されるこの新しい役割は、情報提供機能と呼ばれている。〉<sup>(8)</sup>。

以上を要するに、〈これら経営者・株主・債権者の間の利害関係を調整する1つの手段が、財務会計の利益計算とその報告を利用する方法…〉<sup>(9)</sup>であり、さらに〈企業から投資者への情報提供は、証券市場を成立させるための不可欠な要件である…そのような情報提供の重要な手段としての役割を担っているのが、貸借対照表や損益計算書を中心とした財務諸表である。〉<sup>(10)</sup>のであれば、会計は私的・公的な両側面において「利益計算機能」と「経営情報提供機能」を果たすものといえるであろう。

しかしながら、ここで会計機能の考察上、不足と思われる点は、上記両機能のより根底的な規定がなければならぬと思われる点である。

## 2. 資本維持の再吟味

資本維持論について森田哲彌（以下、森田）は、〈…会計学上の資本維持論は、期間利益計算における「維持すべき資本」、すなわち期間利益の計算の基礎となる会計上の資本の内容をどのように規定すべきかという問題をめぐる研究領域を意味する。会計上の資本概念が決定されれば、それによって期間利益概念の主要な性格が規定されることになるので、資本維持論は利益概念論ないし利益計算論であるともいえる。…〉<sup>(11)</sup>と述べている。

この資本維持について、武田は債権者保護の視点からつぎのように説明している。〈…債権者保護という表現は、法律的観点からの特徴付けであり、スチュワードシップ（受託者責任）という表現は、経営者観点からの特徴付けであり、また、資本維持という表現は、会計的観点からの特徴付けであって、それぞれ表現が異なるものの、同じ内容をそれぞれ別の角度から特徴づけたに過ぎない。〉<sup>(12)</sup>とされたうえで、この3者の関係をさら

に、〈…会計の基本的課題は「利益測定」（利益決定計算）に置かれており、「会計基準」として文書化されているものである。それに対し、決定計算で求められた利益は、株主から受託した資本（貨幣資本）を維持…スチュワードシップの履行…した後の余剰として、出資者たる「株主に帰属する利益」（純資産の増加分）であるから、それを「分配」に付することは、「利益の配当」（増加した純資産からの分配）と称せられ、原則として、その期に獲得した利益の範囲（純資産増加分）で企業財産の流出（現金配当）を伴う形で処理されてきた。そうすることが、計算構造からも、また、債権者保護の理念からも妥当性を持つものとして扱われてきたのである。すなわち、本来、株主持分の範囲内での企業財産の流出であるから、「債権者の利益」を害しない…債権者保護…とする考え方に基づくものであった。〉<sup>(13)</sup>とみられている。

森田も、武田も、ともに会計のいわば中心的機能である利益計算について、資本維持との関連を、以上のように明確に関連づけているにもかかわらず、制度会計機能論において「資本維持機能」が前面に出されることがないのはなぜであろうか。

資本維持を中心に出せない何かがあると考えざるをえない。桜井勝久（以下桜井）は、経済的利益計算の仮設例を述べるにあたり、〈…利子率が6%であるとする、1年後に得られるキャッシュ・フローの現時点での価値は、 $[10,000 \div 1.06]$ により約9,434円になる。またキャッシュ・フローが2年後であれば、現時点での価値は約8,900円 $[=10,000 \div 1.06 \div 1.06]$ である。…貸借対照表は決算日現在で作成されるから、そこに掲載される資産を割引現在価値で評価するには、将来キャッシュ・フローを予測したうえで現時点での価値を表わすよう割引計算を行わなければならない。このように計算される純資産の割引現在価値を期首と期末と比較すればその増殖分を利益として把握することができる。この計算法による利益を、経済学的利益という。〉<sup>(14)</sup>とした上で、〈…しかし経済学的利益は、将来キャッシュ・フローの予測と割引利子率の選択に著しい不確実性があるため、現実には客観的に計算することはできない。ただしこの計算ができなくても、市場が完全であり（価格が割引現在価値と等しいこと）、かつ完備している（どのような財貨にも

価格が観察できる市場があること)ならば、市場価格を用いて経済学的利益を算定することができる。しかし現実の市場は、完全でもなければ完備されてもいないから、結局、経済学的利益は、計算できないのである。><sup>(15)</sup>としている。

つまり、現行会計制度による貨幣資本維持計算、つまりは利益計算をもってしては現実的、経済的な意味での貨幣資本維持はできないのである。そうであるならば、利益決定計算と、分配計算が統一的に理解され処理されていたとみることは当を得ないと思われる。

武田は、<…平成18年の改正前商法の「計算規定」についてみると…「利益決定計算」と「利益分配計算」とを総括する概念として使用されてきた。そしてこの決定計算と分配計算とを媒介し、結び付ける役割を「債権者保護」が果たしてきた。><sup>(16)</sup>と理解されているのであるが、それはいわば形式論理であって、実体的経済的実質を含むものではないと理解すべきであろう。

このところを、寫村剛雄(以下、寫村)はつぎのように説明している。<企業サイドから見た処分可能利益計算は、いわば資本維持計算の裏返しである。つまり、ここにいう利益の処分性は、投下した資本を回収維持した剰余額の意味での処分可能性である。…原価主義会計における損益計算の特質について、名目資本維持計算として指摘される場合が多いが、目的概念としての名目資本維持計算など本来的にありえないものである。…資本維持という概念はもともと企業の実体的存続を前提とした概念であり、その限りで目的としての資本維持計算は実体的資本維持計算しかありえないものである。…><sup>(17)</sup>とされ、しかしそれら名目的ないし貨幣資本維持後の剰余額としての利益計算を行うのは、企業サイドからの要請ではなく、利害関係者サイドからの要請である。つまり制度会計上計測された「利益」は、企業サイドから見た場合の合理的資本維持とはなりえないのである。

しからは、会計の中心的機能である利益計算の、中心的課題は何であり、どのような構成のもとに存在していると考えべきかについて、考察してみることとする。

木村重義(以下、木村)は、会計機能についてはつぎの5つをあげ、各別に説明している。つまり、(1)財産管理の手段、(2)財産管理責任の表明、(3)経営状況の

報告、(4)経営管理の手段、(5)分配可能利益の算定、である<sup>(18)</sup>。しかしながら木村は、財務会計ないしは制度会計の『目的』を示すにあたっては、これら『諸機能』とは異なるものであって、それは会計が経営の何を計算するのかというより本質的なことを指すというのである。

その上で、<…会計が何を記録するものであるかについての議論を会計目的論とよぶとすれば、その内容について通説的にみられることは、会計は財務諸表による経営状況の報告を目的とするという見解である。しかし、著者のみるところでは、会計がそのようなことを主目的にしていると解することは困難である。これに対して、その主目的は分配可能利益の算定であると見るならば、現行の制度会計の諸原理の合理性は容易に理解できる。この主要目的にかなう計算をしながら、財務会計は、二つの主要財務諸表によって経営の「経営成績」と「財政状態」を表示することを副次的目的とするということができよう。><sup>(19)</sup>としている。以上の木村による制度会計機能ないし目的論においても『資本維持』についてはふれられていない。

一方、経営はこれら会計制度を通じた計算過程を利用しつつも、資本の実体は維持しなければならないことは前述のとおりである。そこで、近年に見られるわが国企業の経営活動について、これら会計制度を通じた資本維持はどのような状態であったかについて考察してみる。

戦後のいわゆる高度経済成長期は、昭和50年頃から低経済成長に入った。昭和49年不況を境にした企業の状況については、昭和51年版経済白書がこれを詳細に説明している<sup>(20)</sup>。その後のバブル経済を経験したわが国企業は、まさに投資収益率の期待しがたい状況へと進んだのである。このように経営は、経済全体の景況の中で、自らの活動を律せざるをえず、そこでは成長期にある経営も、すでに成熟期を迎えた経営も、さらに衰退期にある経営も、そのそれぞれが自己の資本を最適な状態で活動させることが至上命題となる。

その際、成長期にある経営は、最も合理的な資本構成を求めて、他人資本と自己資本を調達し、運用との調整をはかることを要し、また成熟期にある経営は合理的な資本量とともに、最も合理的な資本構成を求めなければならない、縮小期にある経営も同様の資本的要求を満たさ

なければならない。

その際問題となる点は、いずれの状況にある経営においても、他人資本とりわけ借入金の経営状況に応じた増・減措置が、また自己資本とりわけ増資と減資とが、経営状況に応じて措置される必要が生ずる点である。なぜなら両者間には明らかに最適なレバレッジが存在するからである。

もしいずれかの措置をとることが、何らかの理由により困難であるとすれば、最適負債・自己資本比率を得ることができず、したがってそこでの資本コストは歪曲した形で描かれざるを得ない。

わが国における自己資本維持に関する法的規定は、かなり厳格に定められており、それが欧州の主要国とりわけドイツ・フランス（払込資本の維持に重点が置かれている）に類似している点は、すでに知られているところである。

自己資本維持規定、とりわけ払込資本の維持があまりに厳格である場合、<…企業が拡大期にある場合には、自己資本も借入も増加していくため、…制約にはならない。しかし、企業が成熟し、投資機会が減少している場合や、企業の規模が縮小している場合には、借入の返済は自由に行えるものの、自己資本維持規定により自己資本の株主への払い出しが自由に行えないため、企業の財務活動の制約条件となる。><sup>(21)</sup> わけである。

「払込資本維持」についての法的規制の厳格さは、明らかにわが国企業の、ことに財務活動に重大な影響を与えてきたことは明らかである。

### 3. 会計基準を補佐する諸制度

「資本維持」を中心視座とした会計学説もこれまでに多く見られた。いわゆる各種「時価主義会計」がそれである。

資本維持は会社の独立採算経営の根本問題である。それは損益計算をつうじて果たされるが、その場合の期間費用の評価がどうなされるかによって、すなわちそこで維持されるべき資本内容によって、①名目資本維持説、②実質資本維持説、③実体資本維持説など諸説がみられる。①②説により回収・維持されるべき資本は、投下貨

幣額であり、③説によるそれは、具体的な経営を構成する物財そのものである。

より具体的には、①名目資本維持説によれば、その費用計上は名目歴史的の原価よることになり、これは現行会計理論上の原則としての原価の原則によるものである。ここで維持されるべき資本は、歴史的の投下貨幣資本である。②実質資本維持説によれば、諸費用はすべてそれぞれの発生時点における一般物価指数にもとづいて、期末決算時点で統一的に再表示される。さらに諸収益についても同様の処置がなされることが特徴的である。ここで維持されるべき資本は、期末決算時点における一般物価指数によって修正された歴史的の投下資本である。③実体資本維持説によれば、費用計上はその費消された財貨の実際の取替日における取替価格であるとされる。ここで維持されるべき資本は、物的実物資本である。さらにこれに付随して考察されるべき資本維持説として、上記③説における費消された財貨の実際取替価格にかえて、収益発生時点における当該費消財貨の再調達時価をもって費用計上すべしとする説をあげることができる。

これら諸説の内容を理解することの目的は、実は現行の制度である名目資本維持の実態を理解するためのいわば手段であるといえよう。事実、現行会計制度によっても利益の分配過程をつうじ、相当程度の調整が可能であることを多くの時価主義論者は指摘している。

そして、いかにこれら時価主義会計学説上の論理が、資本維持上合理性をもつと主張されようが、これらが制度として全面的に採用されることはなかったといえる。ここではその根本原因こそが追及されなければならない。

鳥村は、支出額を費用の測定基礎とすることの根拠、したがってまた原価配分ないし費用配分の根拠、さらには原価主義の根拠についても、本質的な面からの根拠と技術的な面からの根拠に区別して検討する必要がある、本質的な面からの根拠は、業績指標性と処分可能性を特質とする利益の計算に対する適合性にあるとして、つぎのように述べている。

まず業績指標性の面からの適合性についてであるが、利益の業績指標性を単純にとりあげれば、費用についても現在価値を反映する何らかの時価を基礎として計上するのがより適合性が高いことはいうまでもない。しかし

ながら、さらに…原価主義会計における利益の基本的な特質は、…処分可能性に求められ、業績指標性の内容も究極的にはそれによって制約されることになるが、結論的に示せば、原価主義会計における利益の業績指標性は価値増殖情報としての指標性ではなく、投下貨幣資本の回収剰余情報としての指標性である。つまりそこでの業績指標性は期間計算的な回収業績であって、その情報価値は個別企業の現実的投資効率が反映される点に求められ、その意味で支出額基礎の適合性が認められる。><sup>(22)</sup>。一方、利益の処分可能性の面からの適合性については、処分する側と処分を受ける側、つまり企業サイドと利害関係者サイドの2つの視点からの検討を要するとして、つぎのように指摘している。

企業サイドからみた処分可能利益計算は、いわば資本維持計算の裏返しであり、投下した資本を回収維持した剰余額の意味での処分可能性である。<…資本維持という概念はもともと企業の実体的存続を前提とした概念であり、そのかぎりでの目的概念としての資本維持計算は実体的資本維持計算しかありえないものである。いいかえれば、企業サイドからみた処分可能利益は投下資本を実体的に回収維持したうえでの剰余額以外にはありえないということである。したがって、利益の特質である処分可能性が、企業サイドからの資本維持を前提としたものであれば、原価主義会計はまったく制度的適合性を持たないということになる。…したがって、支出額基礎、つまり原価主義会計における利益の処分可能性の根拠またはその制度適合性を明らかにするためには、別の視点からこの問題を取り上げる必要がある。つまり、処分する側である企業サイドではなく、処分される側である利害関係者サイドから検討すべきものである。そこでの処分可能であるための要件は、企業の資本維持効果ではなく、利害関係者の利害調和効果である。><sup>(23)</sup>。

他方、測定技術の面からの支出額基礎の適合性については、例外的な事項はあるとしても、支出額は、取引当事者の合意にもとづく現実の取引価額であるから、検証可能性を具備し、したがって客観性を保持しているとみるのである。

以上のごとき理由から、「利益計算」の裏返しだが「資本維持」であるといわれながら、資本維持を会計の中心機

能として規定しえない理由が明らかになったわけである。この論理は、明らかに現時点でも通用する。

しからば、原価主義会計を通じての、いわば企業の実体資本維持は、どのようににはたされてきたかについての考察でなければならない。またその前に、これら制度的要請を満たすための、簿記構造は、どのようなものとして捉えるべきであるか。この点を要約・整理しておきたい。

会社法の規定によれば、剰余金つまり「その他資本剰余金」「その他利益剰余金」が、分配可能利益であることになる<sup>(24)</sup>。また桜井によれば、その「剰余金」、つまりその他資本剰余金とその他利益剰余金の合計額の用途については、①資本金への組入、②資本準備金・利益準備金へ組入、③損失の処理や任意積立金の積立など、④株主に対する剰余金の配当などであるとされている<sup>(25)</sup>。

このように考えると、もちろん従来の会計基準の立場からは、その他資本剰余金の株主への分配可能性が、資本取引であるところから非論理的性格のものと指摘されるところである。

しかしながら、その分配可能・不能を規定するのは「制度」そのものでなければならない。しかもこれまで考察してきたように、「維持すべき資本」それ自体が必ずしも経済的実態を正確に反映しているものでもないとすれば、企業活動の資本維持の実情をふまえた上での分配額の措定でなければ、むしろ企業の資本維持は果たされないと思われるし、現実にそのようにもなってもきた。

そこで、従前のような純資産ないし自己資本に対する認識は、今回の会社法の成立によって、少なくとも理念としては変更されたと思わざるをえないのである。しからば何がどのように変わったとするのであろうか。つぎにこの点を簿記理論の構成をつうじ考察してみたい。

木村は、「資本」は「利益」から派生したものであるとして、つぎのように述べている。<…利益を資本に先行する概念であるとする考えは、会計論としては一見奇異であるかもしれないが、経営及び経済の事象の観察からは自然・必然の推論である。資本として用いられる財は、余剰の富あるいは消費の節約からもたらされたもので、払込まれる「資本」は払込まれる前から「利益」なのである。つまり、資本は本質的に利益であるとするのは、

国民経済の立場からも個別経営の立場からも、客観的にも主観的にも正しい見方である。> <sup>(26)</sup> とされ、このような観点から、簿記理論として会計目的（分配可能利益の算定）に対し合理性をもつものとして、G・クルツバウアーの在 high・損益二勘定系統説をとっている。この説によれば、端的に言って、「利益」は「資産」の増加によって、各取引毎に示されることになる。

他方、これと対照的な簿記理論として有力な学説は、純資産説とよばれるものである。F・シェアーによって提唱されたものであって、複式簿記は財産各構成部分、すなわち諸資産および諸負債とその総量すなわち純財産との二重記録であると規定する学説である。

<純資産説においては「利益」は「資本」の増殖分であるとされるのに対して、…在 high・損益二勘定系統説においては「資本」は「利益」の特殊な場合であるとする…> <sup>(27)</sup> ことから理解しうるとおり、会計は利益計算が本質機能であるとするならば、在 high・損益二勘定系統説が適当であるとみななければならない。

筆者の見解では、会社法成立前は、つまり「利益決定計算」が「利益分配計算」と直接的な関連のもとに理解されていた場合には、むしろ在 high・資本二勘定説が説得しうる簿記理論として存立しえたと考えられる。しかしながら、すでにわが国によって示された「一つの会計基準」によって指向された資本維持が不調をきたすことになった現在、在 high・損益二勘定系統説による自由な分配不能利益（資本）を、また同時に分配可能利益を規定しうる体制認識こそが重要であると思われる。

武田はさらに、<…重要なことは、会計上、資本維持という概念がまったくなくなったかのごとく理解されることがあるがそうではない。資本維持の問題は、依然としてプロダクト・センターでの基本的要請である。…> <sup>(28)</sup> と。であるなら、これらの状況にある制度会計上、より客観的な資本維持状況を示すべき何らかの手段が講ぜられなければならない、それこそが「キャッシュ・フロー計算書」であると思われる。

キャッシュ・フロー計算書の財務諸表化の歴史については、つぎの一文が参考になる。<…アメリカでは、会計原則審議会（APB）が意見書第19号「財政状態変動の報告」（1971）を公表し、これを基本財務諸表の一つと

して開示することを要求した。しかしながら、この財政状態変動表では、資金概念の弾力的な使用や多様な様式が容認されたため比較可能性を欠く等の多くの問題点が指摘され、これに代わって、FASBが基準第95号「キャッシュ・フロー計算書」を公表し、この開示を義務づけたのである。このアメリカの影響を大きく受けて公表されたのが、国際会計基準改訂第7号（改訂IAS7）（1992）であり、その内容はFASB基準書第95号に類似したものとなっている。…> <sup>(29)</sup>。またわが国においても、これら会計基準の国際的調和の一環として、<…企業会計審議会の「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」の公表を受け、平成10年3月13日付でキャッシュ・フロー計算書が開示の対象とされ…キャッシュ・フロー計算書が基本財務諸表の1つとして追加されることになった。…> <sup>(30)</sup> のである。

資金を中心とした経営活動分析のためのキャッシュ・フロー計算書が備わったところで、さらに社会経済的「資本維持」計測のために必要な観点は何かであろうか。<…1つは、FCF（Free Cash Flow）の算出と、資本コストを割引率とするFCF現在価値の期間合計額である「企業価値」を算定する方式に見出すことができる。つまりこの方式によれば、期首投下資本（期首資産総額）が、期間終了後どれほどの企業価値（期末資産総額）として存在するものであるか（将来的に）、ないしはあったか（実績数値として）を計測することが可能である。もちろんのこと期首投下資本がその期末企業価値額内であれば、資本は実質的に維持されたことを意味することはいうまでもない。他の1つは、期間内各年度のEVA（Economical Value Added）つまり、投下資本×（ROI－資本コスト）についての現在価値（資本コストによる割引）の合計額、つまりはMVA（Market Value Added）を算出することにより、期首投下資本とそのMVAを合計することによって「企業価値」を算定することができることである。もちろんこの場合にも、投下資本に加算すべきMVAがプラスであることが当該期間における実質的資本維持の条件であることはいうまでもない。> <sup>(31)</sup>。以上の諸方式は、取得原価主義会計をもってしても客観的資本維持、同時にそれは客観的分配可能利益額の算定可能性を意味することになるとと思われる。

引用文献

- 1 武田隆二「会社法における「計算」と「分配」の二元化への道」『企業会計』、第59巻、第1号、10頁、2007年。
- 2 森川八洲男『財務会計論（改訂版）』税務経理協会、288～289頁、1998年。
- 3 新井清光『新版財務諸表論（第8版）』中央経済社、152頁、2006年。
- 4 武田隆二『最新財務諸表論（第10版）』中央経済社、154頁、2006年。
- 5 岩崎 勇『純資産会計の考え方と処理方法』税務経理協会、41頁、2007年。
- 6 桜井勝久『財務会計講義（第8版）』中央経済社、6頁、2007年。
- 7 桜井、同上書、8～9頁。
- 8 同上書、8頁。
- 9 同上書、7頁。
- 10 同上書、10頁。
- 11 森田哲彌他編『会計学辞典（第四版）』中央経済社、232頁、2001年。
- 12 武田隆二「「会計」と「会社法」との別体系化への道」『会計』森山書店、第171巻、1号、147頁、2007年。
- 13 武田、同上稿、同頁。
- 14 桜井勝久『財務諸表分析（第3版）』中央経済社、51頁、2007年。
- 15 桜井、同上書、52頁。
- 16 武田、前掲稿、「「会計」と「会社法」との別体系化への道」、146頁。
- 17 寫村剛雄『会計学一般原理』白桃書房、142頁、1991年。
- 18 木村重義『会計総論』同文館出版、9～16頁、1976年。
- 19 木村、同上書、23頁。
- 20 経済企画庁編『昭和51年版 経済白書（新たな発展への基礎がため）』大蔵省印刷局、145頁、1976年。
- 21 深尾光洋「会社法における自己資本維持規定と資本コスト」『会社法の経済学』（三輪芳明他編）東京大学出版会、241頁、1998年。
- 22 寫村、前掲書、141頁。
- 23 同上書、142頁。
- 24 岩崎、前掲書、41頁。
- 25 桜井、財務会計講義、276頁、四表11-7（剰余金とその用途）。
- 26 木村、会計総論、37頁。
- 27 木村重義「利益からの資本の派生」『企業会計』中央経済社、第25巻、第7号、21頁、1973年。
- 28 武田隆二「制度形成における「場の条件」と「分配規定」」『会計』森山書店、第171巻、第3号、478頁、2007年。
- 29 古賀智敏「キャッシュ・フロー計算書」『第6版 会計学辞典』神戸大学会計研究室編、同文館出版、284頁、2007年。
- 30 岩崎 彰『キャッシュ・フロー計算書の見方・作り方』日本経済新聞社、11頁、1999年。
- 31 飯名皓作「キャッシュ・フロー分析による資本維持機能について」『千葉経済大学短期大学部研究紀要』千葉経済大学短期大学部、第1号、117頁、2005年。